

中濃地区防火協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「中濃地区防火協会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、「関市西欠ノ下5番地 中濃消防組合消防本部予防課」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、各事業所等が、消防法に規定する防火管理業務を適正に遂行し、火災の予防に努めるとともに、会員相互の融和と親睦を深め、もって事業の健全な発展と、地域災害に対する協力等防災活動を推進し、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及に関する事
- (2) 消防用設備の整備促進に関する事
- (3) 防火管理に対する研修に関する事
- (4) 自衛消防組織の育成に関する事
- (5) 関係機関及び団体との連携い協調に関する事
- (6) 情報及び資料の提供に関する事
- (7) 表彰に関する事
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同して入会した次の事業所等をもって組織する。

- (1) 消防法第8条で定める防火管理者を要する事業所
- (2) 消防法第17条の適用を受ける事業所のうち前号を除く事業所
- (3) 前各号に定めるほか、法人又は個人でこの会の目的に賛同する者

第4章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

- 2 理事は各支部の推薦に基づき、総会において承認を得る。
- 3 監事は総会において選出する。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 補充により就任した理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第10条 役員給料及び手当は支給しない。

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、会議に出席し意見を述べるができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会・理事会及びその他の会議とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とし代議員制とする。

- 2 通常総会は、事業年度終了後に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき理事会に諮って招集する。
- 4 総会は、役員及び代議員で構成する。

(議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) 役員選出に関すること

- (5) その他会長において必要と認める事項
(代議員の選出)

第15条 代議員は、理事を除き、支部ごとに会員10名に1名とし、端数を生じた場合は、1名を加算して選出するものとする。

- 2 代議員は、支部ごとに会員の互選とする。
(理事会)

第16条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること
(2) 事業計画及び予算に関すること
(3) その他、会長が必要と認めた事項

- 2 理事会は、会長・副会長・理事及び監事で構成する。
(支部)

第17条 支部を次のとおり区分し、管轄する消防署、支部長の存する出張所に事務所をおくものとする。

- (1) 関支部
(2) 美濃支部
(3) 洞戸・板取支部
(4) 武芸川支部
(5) 武儀・上之保支部

- 2 各支部には、支部長、副支部長及びその他の役員をおくことができる。

- 3 支部長、副支部長は本会の理事又は監事を兼ねることができる。
(定足数)

第18条 総会は、役員・代議員の3分の1以上、理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
(2) 補助金
(3) 寄付金
(4) その他の収入

(会費)

第21条 会費の額は、年額3,000円とする。

2 会費の徴収方法は、別に定める「中濃地区防火協会会費納入規程」により、納入するものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(備付帳簿)

第23条 本会に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会則及び規程綴
- (4) 金銭出納簿
- (5) その他会長が必要と認めた簿冊

第7章 雑則

(退会)

第24条 会員は、任意に退会することができる。

2 会員が会費を会計年度内に納入しない場合は、退会したものとみなす。

(委任)

第25条 この会則の施行に関し、必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

この会則は、昭和56年12月5日より施行する。

附 則

この会則は、昭和57年6月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和59年5月23日より施行する。

附 則

この会則は、平成2年5月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成3年5月22日より施行する。

附 則

この会則は、平成4年5月22日より施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月16日より施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月23日より施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月25日より施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月25日より施行する。